

大野町7丁目第1町会	代表者の氏名及び住所	本嶋 弘之 金沢市大野町7丁目18番地	永井 等 金沢市大野町7丁目137番地	令和2年4月1日
大野町7丁目第2町会	代表者の氏名及び住所	河崎 浩二 金沢市大野町7丁目88番地3	小林 史彦 金沢市大野町7丁目50番地	令和2年4月8日
太陽が丘あおぞら町会	代表者の氏名及び住所	武田 一仁 金沢市太陽が丘3丁目107番地	大西 宏明 金沢市太陽が丘3丁目152番地	令和2年4月12日

●金沢市告示第173号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25第1号の規定により告示します。

令和2年5月11日

金沢市長 山野之義

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	障害児通所支援の種類	主たる対象者	指定年月日
1750102921	なないろの木 駅西	金沢市駅西本町2丁目11番42号 MKビル103号	株式会社 紼	金沢市北安江2丁目25番8号 板橋ビル1号	放課後等デイサービス	特定なし	令和2年5月1日

公 告

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

令和2年5月11日

金沢市長 山野之義

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名	公共施設の種類 位置及び区域
金沢市南森本町ヌ97番1から97番10まで 及び金沢市所管の法定外公共物の一部	金沢市泉が丘2丁目12番46号 株式会社金沢ホームビルド 代表取締役 山岸 宏	道路 金沢市南森本町ヌ97番8及び97番9並びに金沢市所管の 法定外公共物の一部 調整池 金沢市南森本町ヌ97番7

監 査 公 表

●金沢市監査公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、金沢市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和2年5月11日

金沢市監査委員	林	充	男
金沢市監査委員	中	哲	郎
金沢市監査委員	黒	和	規
金沢市監査委員	山	由	起子

1 行政監査

- (1) 措置通知があった年月日 令和2年4月1日
- (2) 措置を講じた部局等 農林水産局農業水産振興課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成27年4月13日（平成27年監査公表第3号）

(4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
金沢農業まつり推進事業費補助については、事業開始から長期間が経過し、来場者も増加傾向にあることから、農業団体や生産者の自主イベントとして開催できるよう、これまでの事業の成果・効果の検証を行い、補助金の縮減を検討されたい。	金沢農業まつりは、厳しい環境下にある農業について、広く金沢市民に対し、理解と関心を高めてもらう貴重な機会の構築を目的として、金沢市と農業団体（農協）が主体となり、実行委員会方式で実施してきている。 近年は、開催の趣旨も徐々に周知されてきており、そのことが来場者の増加傾向にもつながっている。また、事業費全体は増加しているものの本市の補助金は定額と定めており、充当率は年々低くなっている状況である。 当該事業は、本市の農業振興のためには有益であり、重要な役割を果たしていると考えている。また、開催を通じ積み重ねてきた農業への理解度を更に高めていくことが不可欠である。こうしたことを踏まえ、補助金については、縮減せず、引き続き開催を支援していくこととする。

●金沢市監査公表第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、金沢市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和2年5月11日

金沢市監査委員	林	充	男
金沢市監査委員	中	村	哲
金沢市監査委員	黒	沢	規
金沢市監査委員	山	本	由起子

1 包括外部監査

- (1) 措置通知があった年月日 令和2年4月1日
- (2) 措置を講じた部局等 保健局健康政策課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成27年4月13日（平成27年監査公表第7号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
・麻しん・風しんの予防接種について 意見（104ページ） 麻しん・風しんの接種率については、平成23年度から平成25年度にかけて、2期の接種率が目標値の95%に達していないことから、2期の接種勧奨の手法について見直す必要がある。	2期の接種率を高めるために予防接種未接種者に送付するハガキを見直し、2期の対象期間内に予防接種をしない場合に自費負担が発生することや進学や就職の際にワクチンの接種を求められる場合があることを追記し、接種勧奨を行った。
・麻しん・風しん以外の予防接種について 意見（104ページ） 麻しん・風しん以外の学童期に行う予防接種は、乳幼児期に比べ摂取率が低い傾向があるため、保護者への予防接種の意義や副反応に関する情報提供を行うとともに、予防接種の受け忘れがないよう接種勧奨を積極的に行うべきである。	学童期の予防接種については、予防接種券の送付に合わせ、保護者へ予防接種の意義や副反応に関するリーフレットを送付するなど情報提供を行うとともに、学校と連携して入学説明会時に来場した保護者にチラシを配布し、接種勧奨を行った。